

令和4年度第2回江別市情報公開審査会・江別市個人情報保護審査会
会 議 録

日 時：令和4年8月2日（火）
10：00～10：25
場 所：江別市民会館37号室

出席者：田口会長・石黒委員・松本委員・小幡委員
近藤総務部次長・阿部総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・難波主事・
芳賀主任
（傍聴者3名）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和4年度第2回江別市情報公開審査会・江別市個人情報保護審査会を開会いたします。

田口会長： 3名の傍聴希望者がおり、入室を許可しましたので報告します。

2. 会長挨拶

（会長挨拶）

3. 議事

（1）諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて

田口会長： （1）諮問事項、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについてを議題といたします。

前回の審査会において、諮問事項の説明を受けましたが、今回はそれに対して委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。

それでは、諮問事項（1）法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて及び（2）情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について、資料2のNo.7～No.16を順番に審議い

たします。

田口会長： 始めに、「No.7個人情報ファイル簿の新設及び現行の個人情報取扱事務開始届出書の取扱い」について、ご意見はございませんか。

小幡委員： 個人情報ファイル簿で1,000人未満と1,000人以上のもの、数はどちらが多いのでしょうか。

米山係長： 現行の保護条例では個人情報取扱事務届出書として運用しておりますが、全体数で340程度です。そのうち1,000人以上となるものは140程度となります。

小幡委員： ありがとうございます。

田口会長： そのほかご意見ございませんか。

(なし)

田口会長： それでは、No.7個人情報ファイル簿の新設及び現行の個人情報取扱事務開始届出書の取扱いについて、これまでどおり「事務開始届出書」を作成する取扱いを条例に規定することは妥当であるとしてよろしいですか。

(異議なし)

田口会長： No.7についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、「No.8条例要配慮個人情報」について、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性は認められず、今後の市の施策や社会状況の変化を踏まえて、必要性があれば再度検討することが望ましいとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

小幡委員： 近隣の自治体で条例要配慮個人情報を条例の中に盛り込んでいる自治体はありますか。

米山係長： それぞれの自治体では現在検討中というところが多いとは思いますが、先行して検討している北海道と札幌市においては、要配慮個人情報は規定しないという方向で進めていると確認しています。

小幡委員： 分かりました。

田口会長： その他ご意見ございませんか。

石黒委員： 要配慮個人情報に当たるような場合、法令等に定めがあるとき又は審査会

が認めるときでなければ収集できないという条例になっているが、今後条例で制限することは許されないと理解されている理由を確認させていただきたいです。

米山係長： 法では要配慮個人情報自体に特別制限を設けているということではなく、個人情報全体に対して制限をかけているというつくりになっておりまして、国から示されているQ & A等の中で、このように要配慮個人情報自体に特別制限を加えることはできないと明確にうたわれています。

石黒委員： ありがとうございます。

田口会長： その他ご意見ございませんか。

(なし)

田口会長： それでは、近隣の事例もないことから、今後検討を重ねていくということで、No.8についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、「No.9 開示決定等の期限」について、現行と同様の日数とする旨を条例に定める必要性があると考え、条例に規定することは妥当であるとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

松本委員： 先行している北海道や札幌市の事例も参考にした上で、現行の期限どおりという判断しているということでしょうか。

米山係長： 北海道や札幌市においても、14日や30日等という期間を設けており、今までどおりの取り扱いとする方向で検討していると確認しています。

田口会長： その他ご意見ございませんか。

(なし)

田口会長： No.9についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、「No.10 公開条例との整合性」について、公開条例第7条第5号に「租税の賦課若しくは徴収」を加え法に合わせることで、非公開情報の明確化を図る必要性があることから、公開条例を一部改正することは妥当であるとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

(なし)

田口会長： No.10についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、No.11開示請求の手数料について、請求者にとっての利用のしやすさを考慮し、現行と同様、手数料は徴収せず、実費相当額と条例に規定することは妥当であるとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

(なし)

田口会長： No.11についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、それでは、「No.12審査会（設置根拠）」について、これまでと同様、不開示決定等に係る審査請求について、当審査会を諮問機関と規定する必要があることから、当審査会を行政不服審査法第81条第1項に定める諮問機関として、条例に規定することは妥当であるとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

(なし)

田口会長： No.12についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、「No.13審査会（審査会への諮問）」について、今後、審査会に諮るのは、法第129条に基づき、個人情報 の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合とすることについて、条例に規定することは妥当であるとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

(なし)

田口会長： No.13についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、「No.14審査会（開示請求に対して存否応答拒否をした場合の審査会への報告）」について、現行と同様に、存否応答拒否処分に係る附属機関への報告義務を条例で定めておく必要があることから、条例に規定することは妥当であるとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

(なし)

田口会長： No.1 4についてはそのように確認いたします。

田口会長： 次に、「No.1 5 行政機関等匿名加工情報制度の新設」について、個人の権利利益保護が何より優先されるため、行政機関等匿名加工情報制度については、情報収集に努め、調査研究を進めていくこととしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

(なし)

田口会長： No.1 5についてはそのように確認いたします。

田口会長： 最後に「No.1 6 運用状況の公表」について、国の個人情報保護委員会への報告とは別に、市民への説明責任を果たすことは重要であり、これまでと同様に、市長が年1回運用状況を公表する必要があることから、条例に規定することは妥当であるとしてよろしいですか。ご意見よろしく願います。

田口会長： 公表の時期は5月で変更はありませんか。

米山係長： 必ず5月と決めているわけではありませんが、例年、広報えべつ5月号で前年度の実績を報告しております。また、本審査会でも実績報告を行っており、その結果をホームページ及び本庁舎1階情報公開コーナーに設置してある審議会の綴りにて報告しております。

田口会長： その他ご意見ございませんか。

(なし)

田口会長： No.1 6についてはそのように確認いたします。

田口会長： それでは、諮問事項の(1)及び(2)については、妥当であると大筋では皆様のご意見が一致を見たように思いますので、そのように答申を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし)

田口会長： 異議なしということですので、答申書を取りまとめることとなります。この後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

阿部課長： 本日のご意見を踏まえ、事務局において答申の素案を作成し、委員の皆様にお諮りしたいと思います。まず素案をメールでお送りして調整を行い、まとまり次第、改めて書面による審査会を開き、答申書を確定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

田口会長： 事務局から答申書について説明を受けましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

石黒委員： 進め方に異存はありません。一点盛り込んでいただきたいと思うのが、新しい法律ができたので、それに伴う条例改正をするに当たってこういう内容で良いかということに対して了承としているので、そういった趣旨を入れていただきたいです。

田口会長： 今回のこの審査会の議論はそういった新しい法律ができたことにおいてのことですので、妥当なご意見だったと思います。

阿部課長： 答申書の前段の中では、そういった背景があって、今回諮問をし、答申していただいたという流れがわかるように作りたと思います。よろしくお願いいたします。

田口会長： よろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございます。その他、ご意見ございませんか。

(了承)

田口会長： そのように決しました。以上で諮問事項を終結します。

(3) その他

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。

(なし)

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

阿部課長： ございません。

4. 閉会

田口会長： 以上をもちまして、「令和4年度第2回江別市情報公開審査会・江別市個人情報保護審査会」を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。